



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第12号

(通則)

目 次

公安委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則

則

(規則・三)一

(納付命令)

- ◎佐賀県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則
- ◎佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(規則・四)一〇

書(様式第一号)により行うものとする。

- ◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- ◎佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則
- ◎警察署協議会の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(規則・五)一〇

2 前項の納付命令を受けた者は、放置違反金納付命令がなされた日から起算して十四日を経過する日(以下「納付期限」という。)までに、当該放置違反金を納付しなければならない。

(弁明通知)

第三条

法第五十一条の四第六項に規定する通知は、弁明通知書(様式第二号)

により行うものとする。

2 法第五十一条の四第六項第二号に規定する弁明書の提出期限は、弁明通知

書を発した日から起算して十四日(法第五十一条の四第七項により通知を行う場合にあつては、掲示を始めた日から起算して三十日)を経過した日とする。

3 法第五十一条の四第七項に規定する書面の様式は、弁明通知公示送達書(様式第三号)によるものとする。

(督促)

第四条 法第五十一条の四第十三項に規定する督促は、納付期限の経過後二十日以内に督促状(様式第四号)により、納付すべき期限を指定して行うものとする。

- 佐賀県公安委員会規則第三号
- 佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則

平成十八年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 檜垣 南治子

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

(延滞金)

第五条 前条第一項の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、督促に係る放置違反金の額に、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年十四・五パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

- 一 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付期限までに放置違反金を納付できなかつたとき。

二 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達に代えて公示送達をしたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付期限までに納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定により算出した延滞金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

(滞納処分)

第六条 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、

公安委員会が警察職員のうちから指定した者に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証（様式第五号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(警察本部長への委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の徴収等の事務手続及び滞納処分に関する手続については、警察本部長が別に定める。

様式第1号（第2条関係）

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令書

殿

佐賀県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の放置違反金納入書により下記の納付期限までに納付してください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第号）
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	放置違反金納入書記載の金融機関
納付命令の理由	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

様式第2号(第3条関係)

(表)

第	年	月	号

弁明通知書

殿

佐賀県公安委員会印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができます。

記

弁明通知書の番号	第 号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
予定される納付命令の内容	金 円 の放置違反金の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる事実	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様
弁明書の提出先	佐賀県公安委員会(交通指導課) 〒840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
弁明書の提出期限	年 月 日必着
備考	年 月 日までに、上記違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
 - 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。
- なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(裏)

○ 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- 1 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- 2 この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付みなされますので（道路交通法第51条の4第10項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- 3 あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

○ 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- 1 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納入書による納付はできません。
- 2 仮納付の場所は、納入書記載の金融機関です。
- 3 仮納付するときは、同封の納入書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。放置違反金納入書の第1片は、領収証書としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
- 4 公示による納付命令の場所
佐賀県公安委員会の掲示板（佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号所在）
- 5 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を上記の掲示板に表示することにより行います。

様式第3号（第3条関係）

第 号

弁明通知公示送达書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、佐賀県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

記

1 弁明書の提出先

〒840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部交通部交通指導課

2 弁明書の提出期限

年 月 日まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

様式第4号（第4条関係）

(表)

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いで御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	号	円	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	納入書記載の金融機関

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 放置違反金納入書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。

なお、納付した場合には、納入書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことの証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金については、裏面をご覧ください。

(裏)

- 延滞金は、放置違反金が納付期限までに納付されないときに発生します。

延滞金は、原則として、放置違反金の納付期限の翌日から起算して、その放置違反金を完納する日までの期間に応じ、その未納に係る放置違反金の額に、年14.5%の割合を乗じて計算した額です。

$$\text{延滞金の額} = \frac{\text{未納の放置違反金} \times \text{延滞日数} \times 14.5\%}{365}$$

- 延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てます。

様式第5号（第6条関係）

(表)

徴 収 職 員 証				第 号
官職氏名				写 真
年	月	日生		
平成	年	月	日交付	
佐賀県公安委員会印				

備考1 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。

(裏)

本証は、道路交通法第51条の4第14項の規定により滯納処分を執行するときは、必ず携帯し、 関係者の請求があったときは、提示しなければならない。
--

佐賀県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

●佐賀県公安委員会規則第五号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

佐賀県公安委員会

委員長 檜垣 南治子

●佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十号。以下「条例」という。）第十四条及び第四十三条の規定に基づき、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第十四条第二号二の公安委員会規則で定める職）

第二条 条例第十四条第二号二の公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもつて充てる職及びこれに相当する職とする。

（個人情報の保護に関する手続等）

第三条 前条に定めるもののほか、公安委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年佐賀県規則第九号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 檜垣 南治子

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第五条及び第九条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公安委員会等 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、佐賀県警察本部長及び警察署長をいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）

の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
ハ イ及びロに掲げるもののほか、申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項がこれら
の者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であつて、公安委員会が定めるもの

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（手続等の公表）

第三条 公安委員会は、公安委員会等が情報通信技術利用規則第五条第一項又は第九条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を定めた場合は、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うとき記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するもの（第四項において「技術的基準に適合する電子計算機」という。）から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、公安委員会が定めるところにより、申請等を行う者の氏名又は名称、使用しようとする識別符号、暗証符号その他必要な事項を登録しなければならない。

3 第一項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

4 第一項の規定により申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）に代わる添付ファイルを技術的基準に

適合する電子計算機から送信するとともに、同項の公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならない。

5 法令の規定により同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 公安委員会等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、法令の規定による添付書面等について、公安委員会等の定めるところにより、その提出を省略させることができる。

7 第一項の規定により行われた申請等（法第三条第一項に規定する申請等を除く。）の到達時期については、法第三条第三項の規定を準用する。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条 公安委員会等は、第三条に規定する処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等に記載すべきこととされるる事項を公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて記録するものとする。

2 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知を行う場合で、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求めたときは、当該処分通知等を書面等により行うものとする。

3 第一項の規定により行われた処分通知等（法第四条第一項に規定する処分通知等を除く。）の到達時期については、法第四条第三項の規定を準用する。

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県公安委員会
委員長 檜 垣 南治子

● 佐賀県公安委員会規則第六号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部

一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

十三 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

別表第二の備考の二中「多久警察署、大町警察署」を削る。

別表第三の西部地区交通安全活動推進委員協議会の項、南部地区交通安全活動推進委員協議会の項及び中部地区交通安全活動推進委員協議会の項を次のように改める。

西部地区交通安全活動推進委員協議会	伊万里警察署管内
南部地区交通安全活動推進委員協議会	武雄警察署管内 鹿島警察署管内
中部地区交通安全活動推進委員協議会	小城警察署管内 白石警察署管内

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県公安委員会
委員長 檜 垣 南治子

● 佐賀県公安委員会規則第七号

佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則
(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六課」を「七課」に、「総務課」を「総務課」に改める。

第三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 個人情報の保護に関する事。

第三条第一項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第七号とし、同条第二項第一号中「前項第二号、第五号」を「前項第一号、第四号」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（広報県民課）

第三条の二 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 広報に関する事。

二 要望、意見等の受理及び処理に関する事。

三 警察相談に関する事。

四 情報の公開に関する事。

五 警察署協議会に関する事。

六 警察音楽隊の運用に関する事。

七 公文書類の収受及び発送に関する事。

八 前各号に掲げるもののほか、本部長又は警務部長の命ずること。

第四条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十四条中「四課一所」を「五課一所」に、「捜査第一課」を

「刑事企画
捜査第一

七 死体の検視及び見分に関すること。

八 手口捜査に関すること。

九 移動警察の運営に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、本部長又は刑事部長の命ずること。

第十五条第二項第一号中「前項第二号」を「前項第一号から第六号まで」

に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項第二号中「第一項第九号」

を「第一項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を

加える。

- （刑事企画課）
- 第十四条の二** 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 刑事警察の運営に関する企画、指導及び立案に関すること。
 - 二 犯罪の捜査一般に関すること。
 - 三 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
 - 四 手配及び共助に関すること。
 - 五 國際捜査共助に関すること。
 - 六 犯罪統計に関すること。
 - 七 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
 - 八 部内の調整及び部内他課の所掌に属しない事項に関すること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、本部長又は刑事部長の命ずること。

2 刑事企画課に、刑事指導官を置く。

- 一 刑事指導官には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。
- 二 刑事調査官は、命を受け、第一項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十八条中「四課二隊」を「四課一場二隊」に改め、「運転免許課」を「運転免許試験場」に改める。

第二十二条第一項第一号中「及び運転免許試験」を「(運転免許試験場の所掌に属するものを除く。)」に改め、同項第九号中「及び運転免許試験場」を削り、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条の次に次の二項を加える。

（運転免許試験場）

第二十二条の二 運転免許試験場においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
- 二 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。
- 三 窃盗犯の捜査に関すること。
- 四 特殊犯の捜査に関すること。
- 五 性犯罪の捜査に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない犯罪の捜査に関するること。

七 前各号に掲げるもののほか、本部長又は交通部長の命ずること。

第三十条の二第一項中「部」を「警務部及び生活安全部」に、「置くことができる」を「置ぐ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 警務部理事官は、命を受け、第四条第一項第十一号から第十五号までに掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第三十条の二に次の一項を加える。

4 生活安全部理事官は、命を受け、第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事務のうち警察用航空機の運用に関する事務並びに同項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第三十二条第一項中「科学捜査研究所」の下に「運転免許試験場」を、「所長」の下に「場長」を加える。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(幹部派出所長)

第三十九条の二 幹部派出所に、幹部派出所長を置くことができる。

2 幹部派出所長には、警視の階級にある警察官をもつて充てることができ

る。

3 幹部派出所長は、命を受け、幹部派出所に関する事務をつかさどり、部下の職員を指揮監督する。

別表第一の一の表の佐賀県多久警察署の項を削り、同表の佐賀県唐津警察署の項中東唐津交番の項を削り、同表の佐賀県唐津警察署の和多田交番の項中「町田五丁目」の下に「高島、東唐津一丁目から東唐津四丁目まで」を加え、同表の佐賀県伊万里警察署の項中黒川交番の項を削り、同表の佐賀県有田警察署の項を削る。

別表第一の二の表の佐賀県佐賀警察署の項中鍋島警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県神埼警察署の項中迎島警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県鳥栖警察署の項中綾部警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県鳥栖警察署の中原警察官駐在所の項中「〃 大字簗原」を「三養基郡みやき町大字簗原

原」に改め、同表の佐賀県小城警察署の項中岩松警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県小城警察署の大城町警察官駐在所の項中「大城町 〃」を「大城町警察官駐在所」に、「〃 三日月町」を「小城市三日月町」に改め、

同表中

「〃 多久警察署 東多久警察官駐在所」を

「 東多久 〃」に改め、同表の佐賀県唐津警察署の項中本山警察官駐在所の項及び神田警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県伊万里警察署の大坪警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県伊万里警察署の大川内警察官駐在所の項中「大川内 〃」を「大川内警察官駐在所」に、「〃 大川内町」を「伊万里市大川内町」に改め、同表の佐賀県伊万里警察署の項中浦の崎警察官駐在所の項の次に次のように加える。

大山 〃	曲川 〃	黒川 〃	伊万里市のうち、黒川町
木宿 〃	ノ川内 〃	黒川町 〃	有田町のうち、岩谷川内一丁目から岩谷川内三丁目まで、大樽一丁目、大樽二丁目、幸平二丁目、赤絵町二丁目、白川一丁目、白川二丁目、碑古場一丁目、碑古場二丁目、中平一丁目、幸平二丁目、赤絵町一丁目、赤絵町二丁目、白川一丁目、白川二丁目、碑古場一丁目、碑古場二丁目、中
大	北	上原 〃	有田町のうち、藏宿、仏ノ原、代々木、下本、原明、上本、舞原、楠木原、北ノ川内、上内野、下内野
大木宿、山本、桑木原	牧、岳、山谷切口、上山谷、下山谷、広瀬山、広瀬、立部	有田町のうち、二ノ瀬、山谷	

別表第一の二の表の佐賀県有田警察署の項を削り、同表の佐賀県武雄警察

署の項中三間坂警察官駐在所の項の次に次のように加える。

志久 "	橋下 "	志久 " 北方町大
字志久	" "	武雄市のうち、北方町(大字志久(焼米、追分を除く。))
字芦原	大	武雄市(うち、北方町(大字志久(焼米、追分)、大字大渡、大字芦原、大字大崎(久津具)))
字大崎	大	武雄市(うち、北方町(大字大崎(久津具を除く。)))

署の項中

別表第一の二の表の佐賀県大町警察署の項を削り、同表の佐賀県白石警察

小田警察官駐在所	杵島郡江北町大
小田 "	江北町のうち、大字上小田

大町警察官駐在所	杵島郡大町町大
福母 "	大町町のうち、大字大町(新町、磯路町、榮町を除く。)
字福母 "	大町町のうち、大字福母(本通、昭和通、泉町、寿町、花富町、中通、宮浦町、大谷口)、大字大町(栄町)

龍王警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県鹿島警察署の項中

久間警察官駐在所	嬉野市塩田町大
字久間	嬉野市のうち、塩田町(大字久間)

今寺警察官駐在所	嬉野市嬉野町大
字下宿	嬉野市のうち、嬉野町(大字下野(下吉田を除く。)、大字下宿(今寺))

を

に改め、

を

同表の佐賀県嬉野警察署の項を削る。

別表第一の三の表を次のように改める。

三 幹部派出所

不動山 "	吉田 "	不動山 "
字不動山	字吉田	大
" "	" "	嬉野市のうち、嬉野町(大字屋を除く。)、大字下宿(湯野田))
久間 "	吉田	嬉野市のうち、嬉野町(大字吉田、大字下野(下吉田))

に改め、

警察署 "	警察署 "	警察署 "	所属警察署	名 称	位 置	幹 部 派 出 所 所 在 地
警察署 "	警察署 "	警察署 "	佐賀県小城警察署	多久幹部	多久市北多久	多久市(うち、北多久町、南多久)
鹿島	白石	伊万	唐津警察署	相知幹部	唐津市相知町	唐津市(うち、呼子町呼子、呼子町呼子、呼子町呼子)
派出所 嬉野幹部	派出所 大町幹部	派出所 有田幹部	派出所 有田幹部	呼子 "	殿ノ浦	唐津市(うち、呼子町呼子、呼子町呼子、呼子町呼子)
大字下宿 嬉野市嬉野町	大字福母 枝島郡大町町	西松浦郡有田町	西松浦郡有田町	呼子町	呼子町	呼子町(うち、呼子町呼子、呼子町呼子、呼子町呼子)
屋川内(下岩屋)	嬉野市嬉野町(大字下宿(今寺、湯野田を除く。)、大字岩)	大町町のうち、大字大町(新町、磯路町)、大字福母(本通、昭和通、泉町、寿町、花宮町、中通、宮浦町、大谷口を除く。)	大町町のうち、大字大町(新町、磯路町)、大字福母(本通、昭和通、泉町、寿町、花宮町、中通、宮浦町、大谷口を除く。)	友、呼子町加部島	泉山一丁目、泉山二丁目、中樽一丁目から中樽三丁目まで、上幸平一丁目、上幸平二丁目、境野、古木場、戸矢、大野、桑古場、本町、戸杓、外尾町、外尾山、丸尾、赤坂、黒牟田、応法、南原、南山	泉山一丁目、泉山二丁目、中樽一丁目から中樽三丁目まで、上幸平一丁目、上幸平二丁目、境野、古木場、戸矢、大野、桑古場、本町、戸杓、外尾町、外尾山、丸尾、赤坂、黒牟田、応法、南原、南山

別表第一の五の表の佐賀県大町警察署の項及び佐賀県嬉野警察署の項を削る。

(佐賀県公安委員会運営規則の一部改正)

第一条 佐賀県公安委員会運営規則(昭和三十二年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「所」の下に「場」を加える。

第十五条第二項中「及び運転免許課長」を「運転免許課長及び運転免許試験場長」に改める。

(佐賀県警察国有物品管理規則の一部改正)

第三条 佐賀県警察国有物品管理規則(昭和三十九年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「所」の下に「場」を加える。

(佐賀県警察署協議会条例施行規則の一部改正)

第四条 佐賀県警察署協議会条例施行規則(平成十三年佐賀県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表中	小城警察署協議会	七人
	多久警察署協議会	五人

に、

を

伊万里警察署協議会	五人
武雄警察署協議会	五人
有田警察署協議会	五人
大町警察署協議会	五人

伊万里警察署協議会

八人

に、

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

鹿島警察署協議会 八人 に改める。

附 則

鹿島警察署協議会	六人
嬉野警察署協議会	五人

を

●佐賀県公安委員会規則第八号

佐賀県公安委員会
委員長 檜垣 南治子

警察署協議会の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

警察署協議会の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則(平成十三年佐賀県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一万二百円」を「九千五百円」に改める。

第三条中「八級」を「六級」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 鈴 坂 泰子

◎佐賀県公安委員会規則第11号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改定する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第11号)

の一部を次の通り改定する。

第六条中「所轄」を「理事官、所長、場所」に改める。

別表第一の佐賀県情報公開条例(昭和六十一年佐賀県条例第十七号)に規定する事務(公安委員会が実施機関である場合にかかる実施機関としての公安委員会の事務)の項中「移送」や「移送並びに事案を移送した旨の通知」に改める。

〔第17条第1項 佐賀県情報公開審査会への諮問の決定
第18条 佐賀県情報公開審査会に諮問した旨の通知〕〔第17条第1項 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の決定
第18条第1項 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知〕

〔第18条第2項 期間内に裁決又は決定を行うことができない旨等の通知〕

「公安委員会告示」や「告示」に改め、回表の佐賀県警察委員会規則(平成十一年佐賀県条例第十号)に規定する事務の項の次に次の通り改める。

佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に規定する事務(公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務)	第6条第2項第3号	佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び個人情報取扱事務の決定
	第7条第2項第3号、第7条第3項第8号、第8条第1項第9号及び第9条第2項第3号	佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び特別な取扱いをする場合の決定
	第14条第2項二	氏名を非開示とする警察職員の職を定める公

安委員会規則の制定
開示請求に係る個人情報の開示、非開示等の決定
開示、非開示等の決定の通知
期間延長の決定及び通知(第24条第4項及び第27条第4項において準用する場合を含む。)
開示決定等の期限の特例に関する決定及び通知

他の実施機関との協議及び他の実施機関への事案の移送並びに事案を移送した旨の通知
第三者に対する意見書提出の機会の付与及び通知
第三者に対する開示決定等の通知(第32条にび第2項及び第3項において準用する場合を含む。)
口頭により開示請求できる個人情報を定める告示
訂正請求に係る個人情報の訂正又は訂正しない旨の決定

訂正又は訂正をしない旨の通知
訂正又は訂正等の期限の特例に関する決定及び通知
訂正決定等の期限の特例に関する決定及び通知
他の実施機関との協議及び他の実施機関への事案の移送並びに事案を移送した旨の通知
訂正の決定に基づく個人情報の利用停止又はした場合の提供先への通知

訂正の決定に基づく個人情報の利用停止又はした場合の提供先への通知
利用停止請求に係る個人情報の利用停止又は利用停止をしない旨の決定
利用停止又は利用停止をしない旨の通知
利用停止又は利用停止をしない旨の通知
利用停止又は利用停止をしない旨の通知

第28条	利用停止決定等の期限の特例に関する決定及び通知	平成十八年三月三十日 佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南治子
第30条第1項	佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の決定	
第31条第1項	佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問した旨の通知	
第31条第2項	期間内に裁決又は決定を行うことができない旨の通知	
第41条第1項	県が出資金、基本金その他これに準ずるものと出資している法人等であつて実施機関が定める法人を定める告示の制定	一 県が出資金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資してこの法人
第43条	条例の施行に関し必要な事項を定める公安委員会規則の制定	二 県の庁舎内において実施機関の職員がその主たる事務を行つてゐる法人その他の団体のうち、当該団体に対する同一年度内における県の補助金、委託料等の総額が百万円以上で、当該団体の総収入の四分の一以上を占めるもの

別表第一の佐賀県情報公開条例に規定する事務（公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務）の項の次に次のようになります。

佐賀県個人情報保護条例に規定する事務（公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務）	第16条第1項 個人情報開示請求書の受理
佐賀県警察本部長	御手洗伸太郎
佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）の規定に基づく佐賀県警察本部長が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年佐賀県規則第九号）の規定の例による。	

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

◎佐賀県公安委員会告示第一号

佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）第四十一条第一項に規定する県が出資金、基本金、補助金その他これに準ずるものと出資

○佐賀県警察本部告示第一号
佐賀県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定めること。

平成十八年三月三十一日

佐賀県警察本部長 御手洗伸太郎

佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）の規定に基づく佐賀県警察本部長が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年佐賀県規則第九号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。